

令和5年度 保険料率について

医療分

令和5年度保険料率(医療分)

1. これまでの議論の経緯

- 令和5年度の保険料率については、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと、②不透明さが増す経済状況の中、コロナ禍前のような保険料収入の増加が続くことが期待できないこと、③医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれていること等を踏まえ、運営委員会において議論が進められた。(3~4頁参照)
- また、運営委員会において、事務局からは、5年収支見通しを提示し、理事長からは、「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。これが私の『中長期で考える』ことに関する現状認識である」との考え方を示した。(6頁参照)
- 運営委員会では「本来であれば保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、将来の財政状況を考慮すると、平均保険料率10%維持はやむを得ない」、「制度を安定的に運営していくため、できる限り長い期間平均保険料率10%を維持していただきたい」など、10%維持に賛同する意見が大勢を占めていた。
- 支部評議会においては、意見の提出があった支部は47支部あり、そのうち、「平均保険料率10%維持」の意見が39支部、「引き下げるべき」との意見が1支部、「平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべきとの意見の両方の意見があった(両論併記)」が7支部であった。(7頁参照)

2. 協会としての対応

(1)平均保険料率について

令和5年度の平均保険料率については、10%を維持する。

(2)保険料率の変更時期について

令和5年4月納付分からとする。

令和5年度平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和3年度決算は、収入が11兆1,280億円、支出が10兆8,289億円となり、前年度に減少していた医療費が新型コロナウイルス感染拡大前の水準を上回り、支出が大きく増加した。このことにより、収支差は2,991億円と前年度の6,183億円から大幅に減少した。
- ✓ 協会けんぽの今後の財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の要因により楽観を許さない状況である。
 - ・ 被保険者数の伸びが平成29年9月をピークに鈍化傾向にあることや、世界情勢の悪化に伴う資源価格の高騰等で不透明さが増す経済状況により、コロナ禍前のような保険料収入の増加が今後も続くとは期待できないこと。
 - ・ 医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加により、支出の増加が見込まれていること。
 - ・ 健康保険組合の令和4年度予算早期集計では、約7割の組合が赤字を計上している。今後、協会けんぽと同様に、団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が急増することが見込まれ、財政状況の悪化した組合が解散を選択し協会けんぽに移る事態が予想されること。
 - ・ 高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載及びそれらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加等、医療費の伸びに大きく影響する不確定要素が存在すること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

令和5年度平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和5年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 保険料率の変更時期

≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和5年度保険料率の変更時期について、令和5年4月納付分（3月分）からでよいか。

第89回全国健康保険協会運営委員会(平成29年12月19日) 保険料率議論における理事長発言要旨(抜粋)

- 今回の議論に当たり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。
- これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的には10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている2025年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。
- 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。
- また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。
- 最後に、来年度(※平成31年度)以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで3年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。
保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5年ないし2025年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

第118回全国健康保険協会運営委員会(令和4年9月14日) 保険料率議論における理事長発言要旨(抜粋)

- 今回、運営委員会の皆様より、私が平成29年12月の運営委員会において、「平均保険料率について、中長期で考える」と申し上げたことについての現状認識に関するご質問をいただいたので、私の認識を申し上げたい。まず、当時平均保険料率について、中長期で考えると申し上げたことについては、間違っていないと思っている。
- 今回提示させていただいた今後の財政収支見通しの試算では、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には単年度収支が赤字に転落する。2025年には、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者になり、後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれ、また、2040年には65歳以上の高齢者人口が最も多くなり、今後我々の負担する医療費は確実に増えていく。
- 一方で、現在の平均保険料率10%は、保険料をお支払いいただいている事業主及び被保険者の皆様の負担の限界水準であると認識しており、できる限りこの負担の限界水準を超えないように努力することが必要であると考えている。
- また、保有する準備金の水準については、現在猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症と同様、もしくはそれ以上の影響がある感染症が今後発生しないとは言えず、現在保有している約4兆3,000億円の準備金が本当に必要な水準であるかどうかは一概には言えないと考えている。大きな金額ではあるが、仮に4,000万人の加入者一人当たり10万円分の医療費がかかったとしたら、すぐに吹き飛んでしまう金額でもある。
- 私としては、制度の持続可能性の確保を図り、効率的かつ質の高い医療を実現するよう国に対して働きかけていくこと、事業主及び加入者の皆様と協力しながら、保健事業に一層力を入れていくことによって、加入者の皆様が健康的な生活を送ることができるようにしていきたい。その結果、一人当たり医療費が増えないようになれば、できる限り長く、平均保険料率10%を超えないようにすることができる。65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。これが私の「中長期で考える」ことに関する現状認識である。

令和5年度保険料率について(支部評議会における主な意見)

令和4年10月に開催した各支部の評議会において、協会は、

- ・医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造や、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加により支出の増加が見込まれていること等、楽観視できない現実がある中で、できる限り平均保険料率10%を超えないようにということを基本に考えていること
- ・協会けんぽの財政について、「大きな変動がない限り、中長期に考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていないこと

等について評議会でも説明した上で、特段の意見があれば「令和5年度保険料率についての支部評議会における意見」を提出していただくこととしている。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

※()は昨年の支部数

意見の提出なし	0支部(2支部)	
意見の提出あり	47支部(45支部)	
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部		39支部(31支部)
② ①と③の両方の意見のある支部		7支部(10支部)
③ 引き下げるべきという支部		1支部(4支部)

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R3(2021)年度	R4(2022)年度		R5(2023)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R4年12月) (b)	R4-R3 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R4年12月) (c)	R5-R4 (c-b)	
収入	保険料収入	98,553	100,646	2,092	99,503	▲ 1,143	H24-R4年度保険料率： 10.00% R5年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,463	12,455	▲ 8	12,749	294	
	その他	264	225	▲ 39	214	▲ 10	
	計	111,280	113,325	2,045	112,466	▲ 859	
支出	保険給付費	67,017	69,240	2,223	69,094	▲ 146	○R5年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R5年度均衡保険料率： 9.78%
	前期高齢者納付金	15,541	15,310	▲ 231	15,475	165	
	後期高齢者支援金	21,596	20,556	▲ 1,039	22,260	1,704	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	4,134	3,843	▲ 291	3,504	▲ 340	
	計	108,289	108,950	661	110,334	1,384	
単年度収支差		2,991	4,375	1,384	2,132	▲ 2,243	
準備金残高		43,094	47,469	4,375	49,602	2,132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

政府予算案を踏まえた収支見込(令和5年度)の概要

政府予算案を踏まえた令和5年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が11.2兆円、支出(総額)が11.0兆円と見込まれ、単年度収支は2,100億円の見込み。

① 収入の状況

収入(総額)は、令和4年度(直近見込)から900億円の減少となる見込み。

- 主に、「保険料収入」が被用者保険の適用拡大(国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用)の影響※による被保険者数の減少等によって1,140億円減少することによるものである。

※被用者保険の適用拡大は令和4年10月から開始されているため、令和4年度は10月～2月の5か月分の影響を見込んでいたが、令和5年度は12か月分の影響となる。

② 支出の状況

支出(総額)は、令和4年度(直近見込)から1,400億円の増加となる見込み。主な要因は以下のとおり。

- 「保険給付費」について、加入者1人当たり保険給付費の増等の増加要因はあるものの、令和5年度薬価改定や被用者保険の適用拡大(国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用)による加入者数の減少等によって150億円減少する。
- 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になり始めていることで、後期高齢者支援金の概算額が増加すること、令和4年度は令和2年度分の拠出額が精算されたことによる戻り分の影響が大きくあったが、令和5年度はその影響が小さくなること等によって1,870億円増加する。
- 「その他」について、令和5年度は、令和4年度と比較して、主に国庫補助の精算(国庫特例減額措置分)による返還額が減少すること等により、340億円減少する。

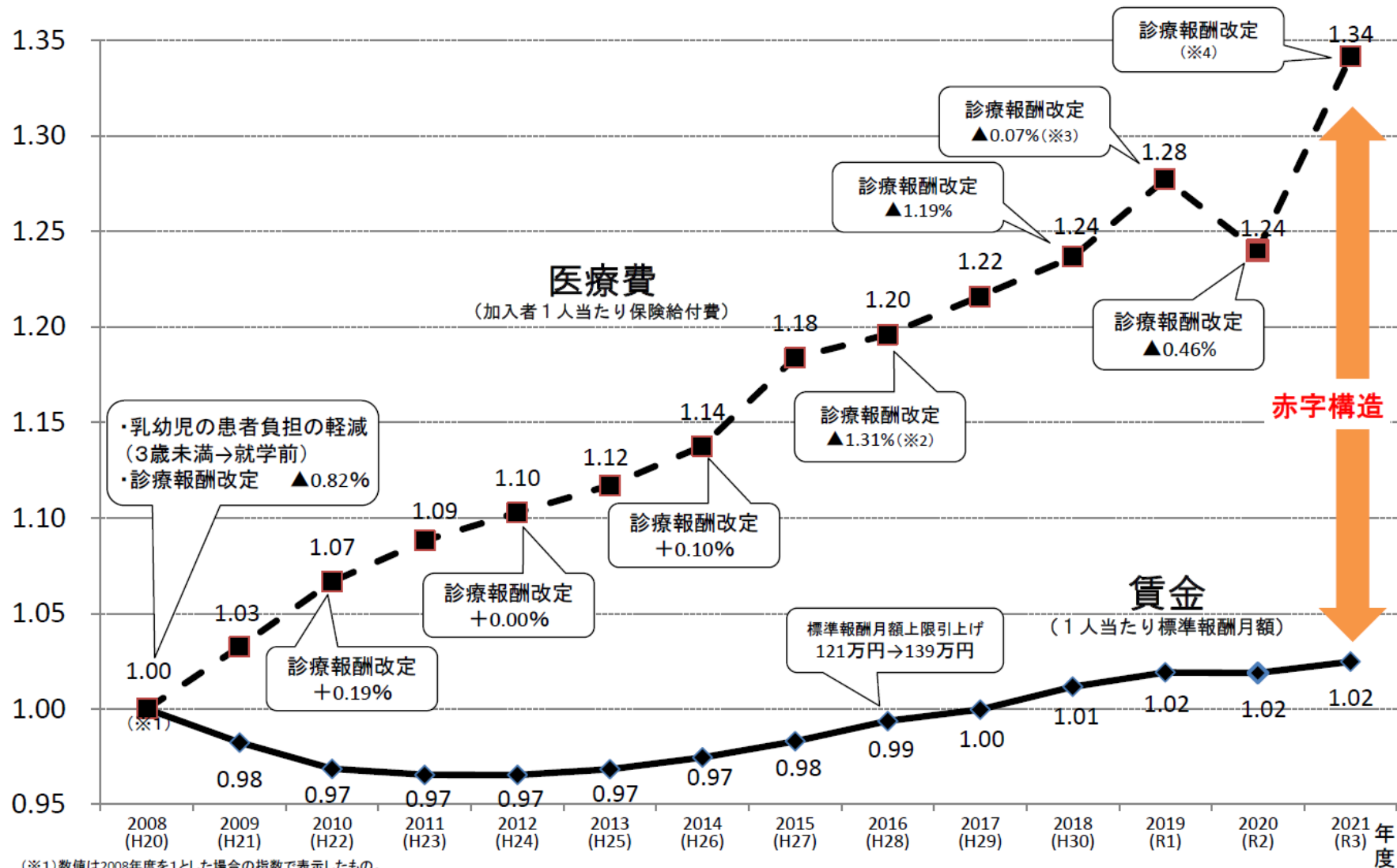
③ 収支差と準備金残高

令和5年度の「収支差」は、令和4年度(直近見込)より、2,200億円減少して、2,100億円になる見込み。(収支均衡料率は、9.78%の見込み。)

令和5年度末時点の準備金残高は5.0兆円の見込み。

協会けんぽの保険財政の傾向

近年、医療費（1人当たり保険給付費）の伸びが賃金（1人当たり標準報酬）の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造

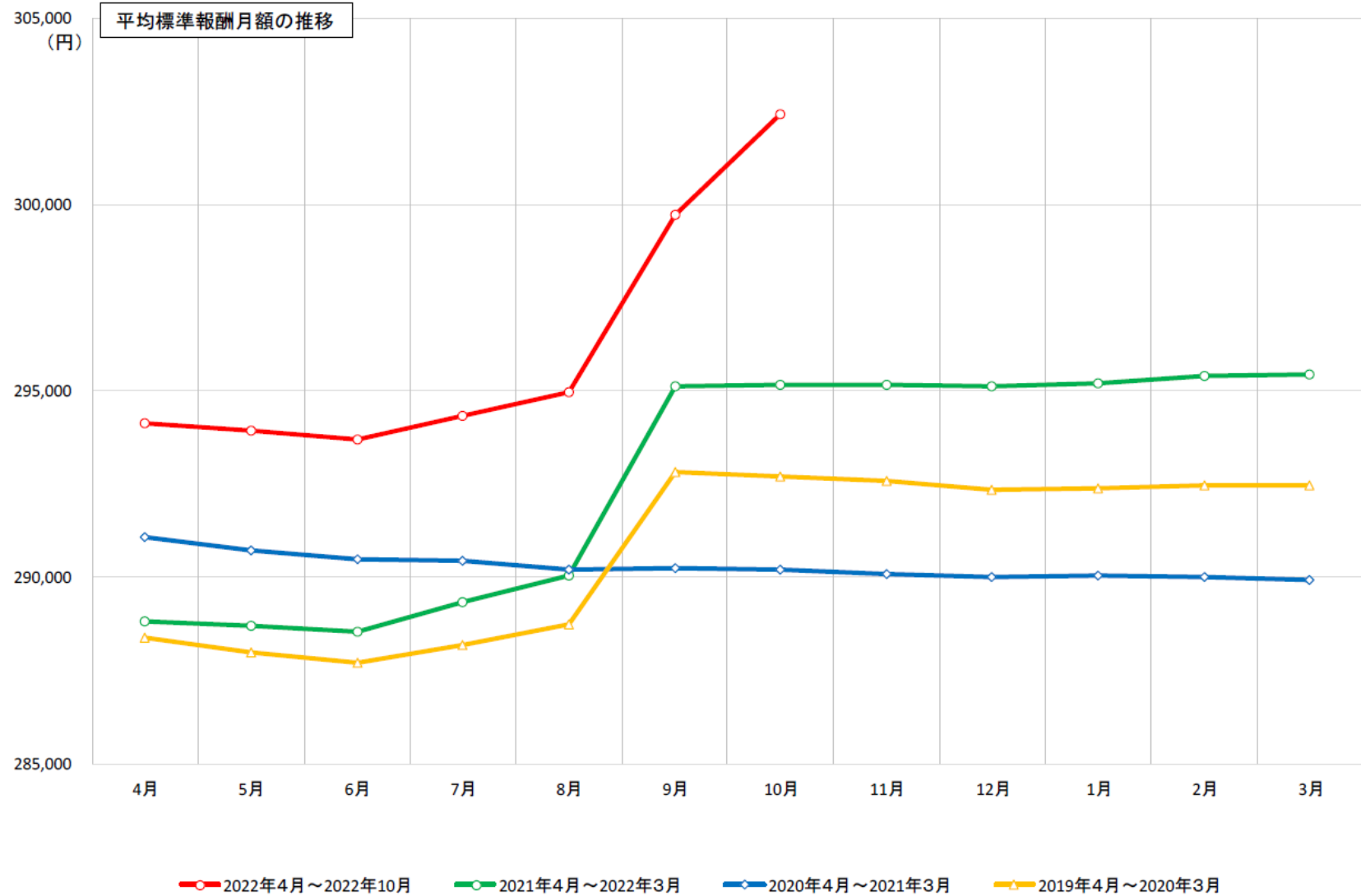


赤字構造

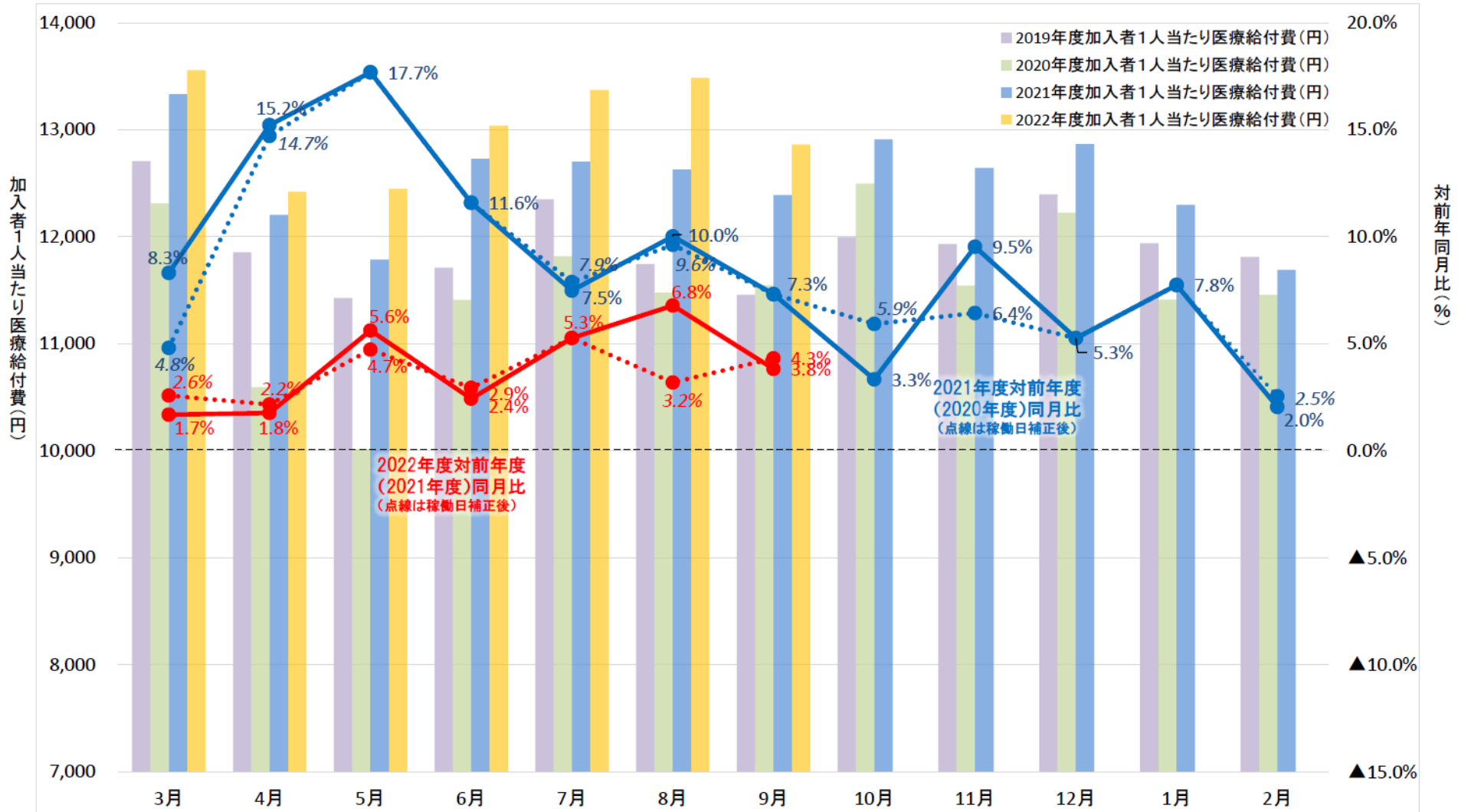
(※1) 数値は2008年度を1とした場合の指数で表示したものである。
 (※2) ▲1.31%は、2016年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。
 (※3) 消費税率10%への引き上げに伴い2019年10月より改定。
 (※4) R3年度より毎年薬価改定を実施。なお、R3年度の改定率は非公表(医療費▲4,300億円程度(国費▲1,000億円程度)の抑制との削減額のみ公表されている)。

協会けんぽの平均標準報酬月額の変動

地方公務員等共済組合法の改正による共済組合員資格の適用要件の拡大に伴い、業態が公務である非常勤職員等が共済組合員となり、2022年10月は大きく上昇した。



協会けんぽの加入者一人当たり医療給付費と対前年同月比伸び率の推移



令和3年度の都道府県支部別の収支差

令和5年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。
収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」(マイナス記号)を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1	北海道	2,983	25	滋賀	568
2	青森	717	26	京都	▲511
3	岩手	▲39	27	大阪	▲896
4	宮城	▲182	28	兵庫	712
5	秋田	955	29	奈良	▲627
6	山形	91	30	和歌山	600
7	福島	1,060	31	鳥取	313
8	茨城	491	32	島根	▲382
9	栃木	▲596	33	岡山	1,408
10	群馬	▲30	34	広島	1,637
11	埼玉	▲425	35	山口	1,355
12	千葉	▲950	36	徳島	212
13	東京	▲10,901	37	香川	346
14	神奈川	▲1,155	38	愛媛	894
15	新潟	1,840	39	高知	336
16	富山	461	40	福岡	▲1,683
17	石川	2,036	41	佐賀	756
18	福井	155	42	長崎	409
19	山梨	614	43	熊本	▲486
20	長野	1,018	44	大分	338
21	岐阜	▲329	45	宮崎	684
22	静岡	▲765	46	鹿児島	▲286
23	愛知	▲3,384	47	沖縄	403
24	三重	231		全国計	0

インセンティブ制度による都道府県支部別加算額・減算額

加算額を支出の「第2号経費」に加算し、減算額を収入の「その他収入」に加算する。

(百万円)

	加算額	減算額	加減算額		加算額	減算額	加減算額
1 北海道	413	0	413	25 滋賀	85	0	85
2 青森	94	0	94	26 京都	218	362	▲145
3 岩手	89	0	89	27 大阪	881	0	881
4 宮城	172	372	▲200	28 兵庫	370	0	370
5 秋田	68	328	▲260	29 奈良	73	638	▲565
6 山形	87	465	▲377	30 和歌山	66	83	▲16
7 福島	154	452	▲298	31 鳥取	44	123	▲79
8 茨城	179	0	179	32 島根	54	0	54
9 栃木	132	287	▲155	33 岡山	170	0	170
10 群馬	153	0	153	34 広島	260	0	260
11 埼玉	362	0	362	35 山口	101	0	101
12 千葉	256	0	256	36 徳島	61	0	61
13 東京	1,589	0	1,589	37 香川	87	270	▲182
14 神奈川	444	0	444	38 愛媛	118	0	118
15 新潟	187	361	▲174	39 高知	57	0	57
16 富山	102	0	102	40 福岡	445	0	445
17 石川	108	352	▲243	41 佐賀	63	208	▲145
18 福井	71	181	▲109	42 長崎	97	82	16
19 山梨	60	0	60	43 熊本	141	808	▲667
20 長野	155	725	▲570	44 大分	91	261	▲170
21 岐阜	183	1,732	▲1,549	45 宮崎	87	114	▲27
22 静岡	259	595	▲336	46 鹿児島	131	872	▲742
23 愛知	649	0	649	47 沖縄	113	237	▲124
24 三重	126	0	126	全国計	9,907	9,907	0

令和5年度 保険料率の見込みについて

下記の数値は震災に伴う波及増の告示額が令和5年1月下旬頃確定する予定であるため、暫定版である。

	全国	静岡								
医療給付費についての調整後の保険料率(a) (年齢、所得調整後)	5.36%	5.10%								
所要保険料率(a+4.64) 4.64は全国一律 内訳は <table border="1" data-bbox="360 768 919 911"> <tr> <td>前期高齢者納付金等</td> <td>3.57%</td> </tr> <tr> <td>現金給付費(傷病手当金等)</td> <td>0.52%</td> </tr> <tr> <td>保健事業経費等</td> <td>0.22%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.34%</td> </tr> </table>	前期高齢者納付金等	3.57%	現金給付費(傷病手当金等)	0.52%	保健事業経費等	0.22%	その他	0.34%	10.00%	9.74%
前期高齢者納付金等	3.57%									
現金給付費(傷病手当金等)	0.52%									
保健事業経費等	0.22%									
その他	0.34%									
保険料率 (精算反映後、インセンティブ反映前)	10.00%	9.77%								
保険料率 (精算、インセンティブ反映後)	10.00%	9.75%								

※端数処理の関係で、数値が一致しない場合がある

現行9.75%から増減なし

介護分

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	備考
		決算	直近見込 (R4年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R4年12月)	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80%
	国庫補助等	-	1	0	R4年度保険料率： 1.64%
	その他	-	-	-	R5年度保険料率： 1.82%
	計	10,893	10,202	11,321	納付金対前年度比
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	⇒ + 641
	その他	55	43	-	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

現行1.64%から0.18%の引き上げ

介護保険の令和5年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和5年度は、令和4年度末に見込まれる不足分(217億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.82%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.64%から令和5年4月以降に1.82%へ引き上げた場合の令和5年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 7,819円 (71,242円 → 79,061円) の負担増
〔月額〕 576円 (5,248円 → 5,824円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.575月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和5年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

静岡支部 保険料率の変遷

年度	健康保険料率	介護保険料率
平成27年度	9.92%	1.58%
平成28年度	9.89%	1.58%
平成29年度	9.81%	1.65%
平成30年度	9.77%	1.57%
令和元年度	9.75%	1.73%
令和2年度	9.73%	1.79%
令和3年度	9.72%	1.80%
令和4年度	9.75%	1.64%
令和5年度	9.75%	1.82%